

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第31回）			
日 時	平成26年8月11日（月）18時00分～19時49分		
場 所	弘前市役所5階入札室	傍聴者	4人
出席者 (17人)	委員 (9人)	佐藤三三委員長、工藤委員、福士委員、清野委員、阿部委員、島委員 蟻塚委員、村上委員、三橋委員	
	執行機関 (8人)	大澤課長、三上課長補佐、白戸主幹、櫻庭係長、対馬主査、阿保主事 斎藤主事、成田主事	
	その他	—	

会議概要

1 開会

2 議事

(1) 自治基本条例素案について

【結論（審議方法）】

- 最終報告書の内容が条例素案（案）に反映されているかを確認。
- 条例素案（案）から条例素案の修正について問題がないか、条例素案の内容でいいか議論。

【第3条（条例の位置付け）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- 変更なし

条例素案（案）⇒条例素案

- 条例の位置付けの適用除外規定を新設
(理由1)

法務3：執行機関及び議会は、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たり、この条例の趣旨を尊重する旨定めていることから、実質的には、最高規範の位置付けと言え、法秩序（①後法優位、②特別法優位）の原則から問題があるため、条例の位置付け規定の適用除外規定を新設したもの。

(理由2)

法務5：

前提：解釈

- 条例素案（案）は、まちづくりの基本で、市は、他の条例、規則等の制定、改廃等にあたり、この条例の趣旨を尊重するとしていることから、条例素案（案）にいうまちづくりは、広く市政を意味すると考えられる。
- 条例素案（案）は、協働によるまちづくりを基本理念とし、協働の主体は、市民等、議会、執行機関であり、市民等がまちづくりに参加することが前提とされている。
- 市は、他の条例、規則の制定、改廃等に当たり、この条例の趣旨を尊重していることから、個別に住民投票条例を制定するに際しては、この条例の趣旨（協働）の理念に基づき、住民投票の主体を「市民等」から大きく制限することが事实上困難といえる。

検証結果

上記の解釈により、在留外国人、未成年者及び市外在住者の住民投票（市政）への参加を認めるものとなっていることから、憲法や地方自治法等の法律の趣旨を損ないかねないため、次の対応により問題点を解消するもの。

- 対応 1 まちづくりの定義を新設したもの
- 対応 2 条例の位置付けの摘要除外規定を新設したもの
- 対応 3 住民投票事項（市政に関する重要事項）等の修正
- 対応 4 この条例の適用除外規定を新設したもの

【議論】

- 「前2項の規定は」とあるが、市民に関する部分に対して適用除外規定を適用する必要があるのか。市民に関しては、まちづくりに参加するに当たり、尊重するよう努めるものであり、適用除外規定を適用する必要はないと思う。

【結論】

- 意見を参考に、条例素案を修正する方向で、事務局において再検討する。

【第4条（条例の適用除外）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- 規定なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- 条例の適用除外規定を新設。

（理由1）

法務4：コミュニティは、①地縁団体と②市民活動団体の2種類があるとし、②については、宗教団体や政治団体が含まれることから、執行機関による支援（執行機関の役割）の内容如何では、政教分離原則や公務の政治的中立性に抵触する可能性も出てくるため、次の対応によりその問題点を解消するもの。

- 対応 1 条例の適用除外規定を新設したもの

- 対応 2 執行機関による支援（執行機関の役割）の規定の整備

（理由2）

法務5：一部省略

- 対応 1 まちづくりの定義を新設したもの

- 対応 2 条例の位置付けの摘要除外規定を新設したもの

- 対応 3 住民投票事項（市政に関する重要事項）等の修正

- 対応 4 この条例の適用除外規定を新設したもの

【議論】

- 内容、追加する理由ともに理解できる。
- この部分に関してはそのとおりだと思う。
- 第5号の規定は、第2条第2号の公共的な活動という部分から読めるのではないか。公序良俗の規定は必要か。
- 公共的という範囲は非常に広く、公序良俗を害するおそれのある活動がでてくるかもしれないため、この規定を設けたものである。

【結論】

- 条例素案の内容で決定。

【第5条（基本理念）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- 変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- 平和に関する規定を追加。

理由：平和というまちづくりが大事で、項目に入れ込むのはどうかという意見があつたため。

【議論】

- 意見9の「勘違いである」という意見が通るとすれば、極端なことを言えば条例はいらな

いということになると思う。

- ・この委員会の考え方は、何回も勉強して議論した結果、弘前の特性として、まちづくりについてでは、大学生にも参加してもらってというものであり、自治法などで定めるもの（分野）とは、少し違うものである。
- ・意見9は、地方自治、政治における大原則であるが、今までのまちづくりの議論を損ねないように、適用除外規定などを新設し、懸念される事項を排除している。
- ・何度も同じような意見が出ているが、この条例は、みんなでいいまちを作ろうという条例である。
- ・懸念される事項はあると思うが、自分たちはいい意見を取り入れて、少しでも理想とするまちづくりにもっていきたいという思いがある。

【結論】

- ・条例素案の内容で決定。

【第6条（基本原則）】

最終報告書⇒条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第7条（まちづくりの主体）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・最終報告書では、主体の意味合いを記載していたが、条例では定義に記載したので削除している。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第8条（市民の役割）、第9条（学生の役割）】

最終報告書⇒条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第10条（子どもの権利等）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・最終報告書では、子どもの権利等を3つ並列で記載していたが、条文化の際、権利と役割に分類している。

理由：権利と役割に分類し、権利が参加してもらうための前提というイメージを出すため。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第11条（コミュニティの役割）～第13条（議会の役割）】

最終報告書⇒条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第14条（執行機関の役割）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・第1項第3号「まちづくりに参加する市民等」を「市民等のまちづくり」に変更。

（理由）

法務4：コミュニティは、①地縁団体と②市民活動団体の2種類があるとし、②については、宗教団体や政治団体が含まれることから、執行機関による支援（執行機関の役割）の内容如何では、政教分離原則や公務の政治的中立性に抵触する可能性も出てくるため、次の対応によりその問題点を解消するもの。

対応1 条例の適用除外規定を新設したもの

対応2 執行機関による支援（執行機関の役割）の規定の整備

【議論】

- ・条例素案（案）では、まちづくりに参加している人だけに支援すると捉えられてしまうが、条例素案ではまちをつくっていくことが前面に出てくるので、いいと思う。

【結論】

- ・条例素案の内容で決定。

【第15条（協働の推進）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・「議会及び執行機関」を「市」に変更等。

【議論】

- ・第30回会議の結論から、「議会及び執行機関」という表現を残すことにしていったので、素案（案）から素案の変更はなくなる。

【結論】

- ・条例素案を適宜修正する。

【第16条（総合計画）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・総合計画の略称規定を追加。

理由：条例素案（案）の総合計画と、市で今年策定した経営計画の関連をはっきりしてほしいという意見があつたため。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第17条（財政運営）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・第1項中、「最小」を「最少」に変更（字句の修正）。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第18条（評価）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・第2項中、「進化・成長」を「進化及び成長」に変更。

理由：「及び」で結ぶことが適当なため。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第19条（意見への応答義務）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・「市政」を「まちづくり」に変更。

（理由）

法務5：一部省略

対応1 まちづくりの定義を新設したもの

対応2 条例の位置付けの摘要除外規定を新設したもの

対応3 住民投票事項（市政に関する重要事項）等の修正

対応4 この条例の適用除外規定を新設したもの

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第20条（危機管理体制の確立）、第21条（市民力等の推進）】

最終報告書⇒条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第22条（説明責任）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・第3項中、「市政」を「まちづくり」に変更。

理由：第19条の理由と同様。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第23条（情報公開）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・最終報告書では、情報公開、情報提供、情報共有を1つのくくりで定めていたが、それぞれが重要な項目なので、3つの条文に分けた。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・第2項中、「市が出資する法人」の後に、「のうち実施機関が定める法人」を追加。

（理由）

法務6：自治基本条例と、弘前市情報公開条例との整合性を図るため。

【議論】

- ・いずれにしても、官と民が設置した会社、いわゆる第3セクターではない法人を示すことだと思う。
- ・出資する法人全てではなく、その中でも実施機関が定める法人に限定するもので、情報公開条例と表現を合わせたものである。

【結論】

- ・条例素案の内容で決定。

【第24条（情報提供）、第25条（情報共有）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・最終報告書では、情報公開、情報提供、情報共有を一つのくくりで定めていたが、それぞれが重要な項目なので、三つの条文に分けた。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第26条（個人情報保護）～第28条（附属機関の運営）】

最終報告書⇒条例素案（案）⇒条例素案

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、8月18日（月）午後6時から、引き続き条例素案について議論する。

(2) その他

【結論】

- ・特になし